

# 都市計画(案)を縦覧します

くわしくは  
都市計画課  
都市計画係  
☎ 21-5102

市では、都市計画道路の変更と市内の準工業地域に大規模集客施設(床面積1万㎡を超える店舗など)の立地を制限する特別用途地区の都市計画決定を予定しており、この都市計画(案)を次のとおり縦覧します。

なお、当該都市計画(案)について、意見を提出することができます。

## 縦覧及び意見書提出期間

9月1日(水)～15日(水)  
※土曜・日曜日を除く午前8時30分  
～午後5時15分

## 縦覧場所

- 都市計画課(第3庁舎1階)
- 日光総合支所日光地域整備課

## 意見書提出先

意見書は、都市計画課へ直接提出

用紙は、縦覧場所配布のほか、市ホームページからもダウンロードできます。

## 変更する都市計画道路

- ◆変更の内容
- 今市都市計画道路3・4・5号(市役所通り)一部線形変更(整備済みの箇所を現状に合わせた線形に変更)(図1参照)
- 日光都市計画道路3・5・4号(相生鉢石線)一部廃止(図2参照)

図2(相生鉢石線)

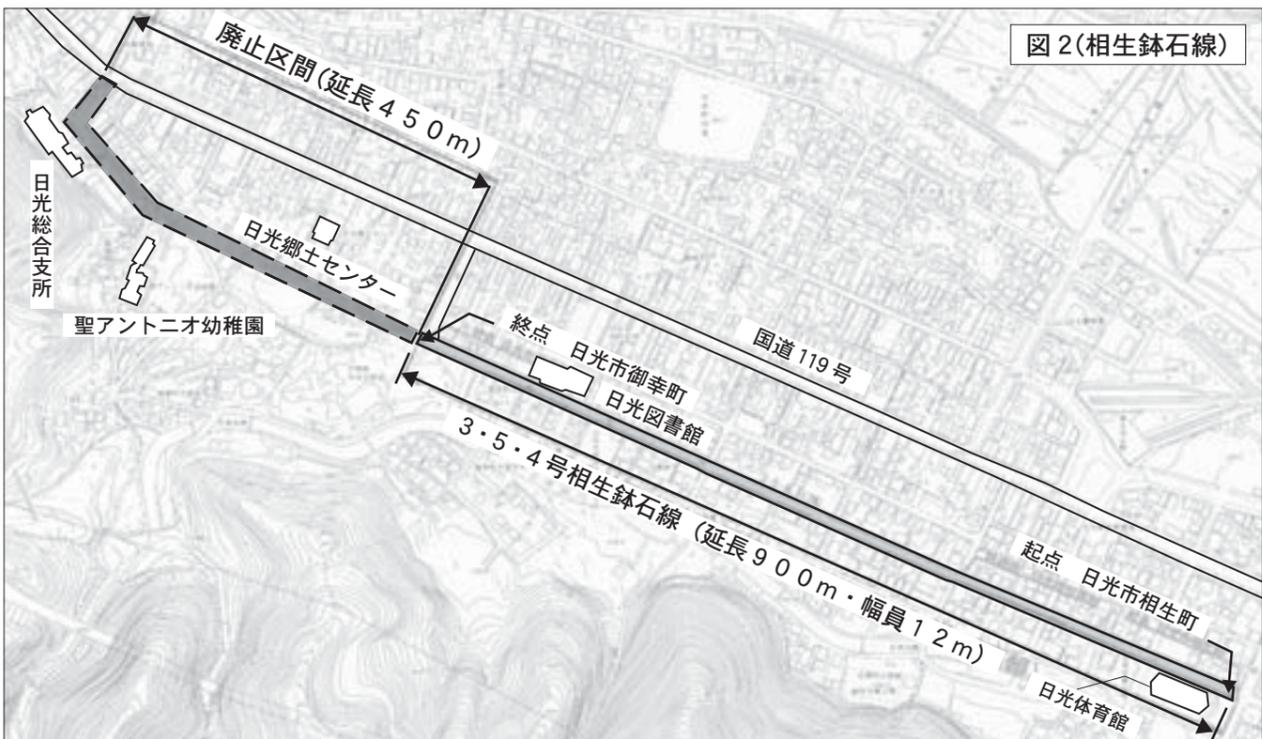


図3(今市都市計画)



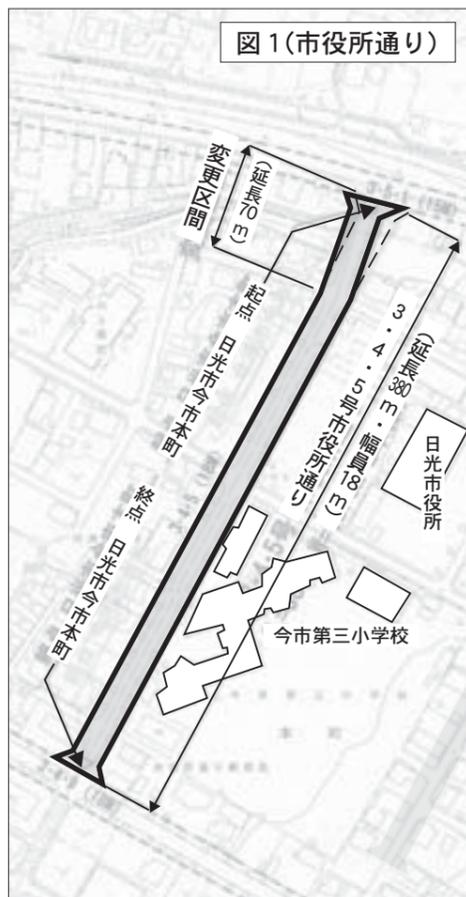
図4(日光都市計画①)



図5(日光都市計画②)



図1(市役所通り)



## 特別用途地区を指定する区域

- ◆日光市内の準工業地域全域(図3・4・5参照)

◀大規模集客に該当する施設例  
劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場などの建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場、観覧場などについては客席の部分)の

床面積合計が1万㎡を超える施設  
※駐車場、車路などは含みません

◀大規模集客に該当しない施設例  
住宅、共同住宅、事務所、ホテル、旅館、病院、診療所、学校、図書館、美術館、体育館、ボウリング場、学習塾など

◆都市計画(案)の概要は、市ホームページでもご覧いただけます。